

草津市指定管理者選定委員会議事概要

開催年月日	平成28年11月7日(月)	開催時間	午後1時30分から 午後3時30分まで
出席者	委員6名、施設担当課職員3～6名、事務局4名		
傍聴者	2人		
付議事項	指定管理者の候補者の選定に係る意見を求めることについて 草津市立南笠東まちづくりセンター		
<p>＝議事次第＝</p> <p>1 開会</p> <p>2 「草津市立南笠東まちづくりセンター」の指定管理者の候補者の選定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設概要等説明、質疑応答</li> <li>・審査・採決(非公開)</li> </ul> <p>3 事務連絡等</p> <p>4 閉会</p>			

- ◆平成29年度から新たに設置する「草津市立南笠東まちづくりセンター」について、指定管理者として申請した者（以下「申請者」という。）が、適切な申請者（以下「候補者」という。）かどうか審議を行った。

## 「草津市立南笠東まちづくりセンター」について

### 1 担当課説明

#### (1) 施設の概要等

地域まちづくりセンターは、現在、市内全14の小学校区にそれぞれ一箇所ずつある公民館・市民センターを平成29年3月末に廃止し、新たに平成29年4月から新設する。平成29年度から指定管理者制度の導入に関わらず、全14施設が一斉に、地域まちづくりセンターとなる。

地域まちづくりセンターの設置目的は、草津市立地域まちづくりセンター条例第1条に示す通り、まちづくり協議会を主体とした協働のまちづくりを推進し、地域の活性化に寄与するためであり、センターの所在地については、現在の公民館・市民センターの所在地が、そのまま地域まちづくりセンターの場所となる。

これまでの公民館・市民センターは、施設の運営をすべて市直営で行っていたが、地域まちづくりセンターは指定管理者による管理ができる。

他のまちづくりセンターに遅れた経緯について、センター運営への不安から地域の合意形成に至らず、前回の受付申請期間には間に合わなかった。その後も地域での話し合いが続けられた結果、中間支援組織および市の支援等を考慮し、今回の審議に至った。

#### (2) 募集概要等

募集方法は非公募により南笠東学区に設立されている「南笠東学区まちづくり協議会」を候補者として選定、指定期間は、平成29年4月1日から平成32年3月31日までの3年間。

非公募理由は、まちづくり協議会を協働のまちづくり条例に基づき、「区域を代表する総合的な自治組織」として市がその公益性を認定しており、さらに、草津市立地域まちづくりセンター条例において、地域まちづくりセンターを活用して、まちづくり協議会を主体とした協働のまちづくりを推進することを定めているため。学区単位での住民主体のまちづくりを進めていくためには、まちづくり協議会を中心として進めていくことが合理的であり、地域まちづくりセンターを、地域の住民により使いやすい施設としていくためには、地域のことをよく知る住民の協議体が最も適切だと判断したから。

#### (3) 採決方法

候補者として選定するかどうか出席委員の多数決により採決

### 2 質疑応答

<委員（以下「委」という。）>：嘱託職員の雇用契約について、同じ職員が同一の事務について、75歳まで雇用し続けられることに問題はないかと前回も質問されていたと思うが、今回も同じ職員が雇用され続けるということか。

<まちづくり協働課（以下「協」という。）>：それについては懸念される点であり、法的な観点から専門家に確認する。また、実際に担うこととなるまちづくり協議

会と連携していく。

<委>：地域性を出しながら、他のまちづくり協議会と統一性を図るということか。

<協>：地域の取り組みは尊重しつつ、年齢、雇用、給与等、一定こちらが指し示す必要のある項目もあると考えている。

<委>：この就業規則は、市の就業規則に準じているのか。

<協>：まちづくり協議会職員が平成25年度から1名既に配置しており、各まちづくり協議会に就業規則がある。その際は、市の雇用条件に準じて作るよう示したものであったが、指定管理するという事でご各自に社労士と相談しており、追加された項目がある。今後、差異がある部分については、統一を図るようしていく予定である。

<委>：統一するという事は、まちづくり協議会間の統一か、それとも市の就業規則との統一ということか。

<協>：骨子としては市の就業規則に準じた形だが、まちづくり協議会が各々で社労士と相談していることから、まちづくり協議会間で差がでていたため、そこを統一する。

<委>：今までは配置されている市職員と地域雇用等の職員とでは就業規則が異なっていたということか。

<協>：市職員3名、まちづくり協議会の地域雇用の3名の6名体制で、雇用形態は異なるが、それぞれに協力して運用している。

<委>：計画書は各まちづくり協議会で作成しているのか。

<協>：前提条件として計画書は提出してもらっている。

<委>：指定管理者管理要綱にある実績について、利用者の実績が記載されているが、実績としての収支関係はここでは試算していないということか。

<協>：過去3か年の実績から割り出してはいるが、この実績についてはあくまで利用状況ということで記載している。

### 3 結論

審議後、出席委員全員の賛成が得られ、指定管理者として「南笠東学区まちづくり協議会」を候補者とすることが適当であるとの結論に至った。